

新旧対応表

新	旧
<p>1 給食費</p> <p>(1) 月額／4,300円 (4月～7月, 10月～3月) 5,300円 (9月 (8月の4日分を含める)) 徴収・返金のための1食単価 250円</p> <p>(2) 牛乳だけの給食 適正な事由により、牛乳だけの給食を実施する場合は、牛乳代だけの金額とする。 牛乳代 (消費税は含む) × 飲用した回数 = 徴収額 (1円未満切り捨て)</p> <p><u>(3) 教職員等の給食費 (令和4年7月から令和5年3月まで)</u> <u>月額／4,650円 (7月, 10月～3月)</u> <u> 5,730円 (9月 (8月の4日分を含める))</u> <u>徴収・返金のための1食単価 270円</u></p>	<p>1 給食費</p> <p>(1) 月額／4,300円 (4月～7月, 10月～3月) 5,300円 (9月 (8月の4日分を含める)) 徴収・返金のための1食単価 250円</p> <p>(2) 牛乳だけの給食 適正な事由により、牛乳だけの給食を実施する場合は、牛乳代だけの金額とする。 牛乳代 (消費税は含む) × 飲用した回数 = 徴収額 (1円未満切り捨て)</p>